

# 東近江市婚活支援事業補助金の御案内

東近江市では婚活支援事業を実施する方に対して、  
最大20万円の補助金を交付します！  
補助金を活用して婚活支援事業を実施される場合は、事前にエントリー  
が必要です。

## 【補助金交付までの流れ】

### 募集

- ◆ 事前エントリーは、随時企画課窓口で受け付けております。  
※ただし、土・日・祝祭日を除く
- ◆ 実施時期、規模、概算予算、団体名、連絡先などを確認します。

### 申請

- ◆ 事業実施の1箇月前までに申請書類を提出してください。  
(様式第1号・様式第2号・様式第3号・様式第4号)

### 交付決定

- ◆ 市から**交付決定通知**を送付します。(様式第5号)

### 事業実施

- ◆ 交付決定を受けてから交付申請の内容に沿って**事業を実施**してください。

### 実績報告

- ◆ 事業終了後1箇月以内に**実績報告書**を提出してください。  
(様式第6号・様式第7号・様式第8号)

### 額確定

- ◆ 実績報告に基づき市から**補助金額の確定通知**を送付します。(様式第11号)

### 請求

- ◆ 確定通知を基に市へ**請求書**を提出してください。(様式第12号)

### 支払

- ◆ 請求書を受理後、市から1箇月以内に**補助金**を交付します。

## 【お問い合わせ】

東近江市企画部企画課（東近江市役所本館3階）

TEL 0748-24-5610 | P 050-5801-5610

FAX 0748-24-1457 e-mail [kikaku@city.higashiomi.lg.jp](mailto:kikaku@city.higashiomi.lg.jp)

## 【各補助事業】

	1 婚活支援	2 異業種間交流	3 同窓会
対象事業	法人又は任意団体及び個人が実施するイベント	市内に事務所又は事業所を有する企業、団体等2者以上が連携して実施するイベント	個人又は団体が実施する同窓会
補助上限	20万円（参加者が30人以下の場合は、1事業につき10万円）	20万円	10万円（出席者の数に2,000円（1人当たりの経費が2,000円に満たない場合はその額）を乗じて得た額が限度）
対象経費	別表【補助対象経費】に定める経費	別表【補助対象経費】に定める経費	市内の飲食店等に支払う飲食費、会場代その他の同窓会開催に要する経費
人数	20人以上で、その男女比が同数程度	31人以上で、その男女比が同数程度	20人以上（男女混合）
年齢等	20歳以上の独身	20歳以上の独身	20歳以上40歳未満（参加者のおおむね半数以上が独身）

### 備考

- 1 補助対象事業ごとに上記の欄に規定するもののほか、次に掲げる要件を全て満たす補助対象事業を補助金の交付の対象とする。
  - (1) 東近江市内において開催すること。
  - (2) 補助金の交付の決定時において、既に着手していないこと。
  - (3) 実施年度末までに完了すること。
- 2 補助対象事業について、次の各号のいずれかに該当すると認められるものは、補助金を交付しない。
  - (1) 公序良俗に反し、又はそのおそれのあるもの
  - (2) 宗教活動、政治活動その他これらに類する活動を目的とするもの
  - (3) 営利を目的とするもの
  - (4) 前3号に規定するもののほか、市長が適当でないとするもの
- 3 同一の補助対象者に対して交付する補助金は、補助対象事業ごとに同一年度において1回に限るものとする。

※詳しくは、東近江市婚活支援事業補助金交付要綱を御確認ください。

## 【補助対象となる方】

次のいずれにも該当しない法人、任意団体、個人

- ① 公序良俗に反し、又はそのおそれのあると認められる事業を行うもの
- ② 宗教活動、政治活動その他これらに類する活動を目的とするもの
- ③ 東近江市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの
- ④ 市長が適当でないとするもの

## 別表

### 【補助対象経費】

区分	内容
謝金	外部講師やコンサルタント、婚活事業の司会者等に係る謝金
旅費	外部講師の交通費
印刷製本費・広告宣伝費	パンフレット・チラシ・各種資料等の印刷費、新聞・ラジオ広告費、看板作成費等
消耗品・材料購入費	消耗品、材料等の購入費（ただし、単価1万円未満のものに限る。）
通信運搬費	宅配、郵送料等
保険料	参加者等の傷害保険料
使用料	会議室・会場等の賃借料、機器のリース・レンタル料
その他	その他市長が必要と認める経費
<p>次の経費は、補助対象外とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 領収書等支出を確認する証拠書類が提出できない経費</li><li>(2) 事務所維持経費等補助対象者の恒常的な運営経費</li><li>(3) 財産形成につながる工事請負費及び備品購入費（単価1万円以上の機材等）</li><li>(4) 団体内部の者に対する謝礼、委託料及び人件費</li><li>(5) 景品・記念品代等の個人的経費</li><li>(6) 参加者及びスタッフの飲食費</li><li>(7) 参加者の飲食代が婚活事業の体験料に含まれており、これらを分けることができない場合の当該体験料</li></ol>	

**※市の予算の範囲内での募集となりますので、予算に達した場合は申請受付を終了します。**